

## 石炭探鉱資金出資及び石炭開発資金債務保証業務要領

平成24年9月18日  
2012年（炭開）業務要領第51号  
最終改正 令和4年11月14日

### A. 石炭探鉱資金出資

#### I. 目的と方法

##### 1. 目的

我が国企業等が権益を保有する又は取得する可能性が高い地域における石炭探鉱プロジェクトの探鉱に関する支援を行うことにより、優良な石炭の発見及び確保を図り、もって石炭鉱業の国際競争力の強化と石炭の安定的かつ低廉な供給の一助となることを目的とする。

##### 2. 出資の方法

石炭探鉱資金出資（以下「出資」という。）は、政策出資の諸制約の中で、利用者の立場にたって公正、透明かつ効率的な業務運営を確保し、本来目的の海外における探鉱促進に寄与出来るよう実施することとし、その要領は次のとおりとする。

#### II. 申請要領

出資を希望する者に対しては、次の要領で申請させるものとする。

##### 1. 出資申請書類の提出

- (1) 石炭探鉱資金出資申請書（様式第1）
- (2) 添付書類（対象事業に関する鉱区、探鉱・開発・生産・販売の計画等）

ただし、同一年度内に複数回の申請がある場合等、当初申請時と変更のない資料は省略させることができるものとする。

##### 2. 出資申請書類の必要部数 1部

##### 3. 出資申請書類の受付時期 随時

機構に初めて申請をする場合は、次の書類を併せて提出させるものとする。

- (1) 商業登記簿謄本
- (2) 役員略歴表
- (3) 資本金明細表
- (4) 会社概況書、事業所概況書
- (5) 鉱区図（原則として縮尺5万分の1）
- (6) 直近の有価証券報告書、営業報告書等財務内容を把握できるもの
- (7) 印鑑証明書

### Ⅲ. 審査要領

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構業務方法書（2004年（総企）業務規程第1号。以下「業務方法書」という。）、石炭探鉱資金出資細則（2012年（炭開）業務細則第23号。以下「出資細則」という。）及び関係法令に照らし、本要領、石炭探鉱資金出資等審査基準（2012年（評価）業務通達第63号。以下「審査基準」という。）及び出資及び債務保証に係るHSE審査基準（石炭）（2018（評価）業務通達第97号。以下「HSE審査基準」という。）により審査するものとする。

#### 1. 採択における事務の分担

出資対象事業の採択に関する事務は、石炭開発部企画課が行うものとする。ただし、出資対象事業の採択のための審査に関する事務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 審査基準に定める技術的審査事項に関する審査は、石炭開発部探査・技術課が行うものとし、技術的審査結果については、石炭プロジェクト技術検討会において当該審査項目及び審査基準等に沿っていることが確認されることをもって行う。
- (2) 審査基準に定める経済的審査事項、事業実施関連審査事項（投資環境に関するものを除く。）及びHSE審査基準に定める労働安全衛生・環境に関する審査並びに審査に関する事務のとりまとめは、評価部審査課が行うものとする。
- (3) 審査基準に定める事業実施関連審査事項における投資環境に関する審査は、調査部調査課が行うものとする。
- (4) 上記（1）～（3）の事務の分担に関する事項のとりまとめは、総務部総務課が行う。

#### 2. 出資先となる法人の資格

##### (1) 法人の事業内容

次のとおりとする。

- (ア) 石炭の探鉱を行う石炭鉱業を営む本邦法人（当該本邦法人が、直接、間接にかかわらず、出資によりその経営を実質的に支配している他の本邦法人又は外国法人が行う石炭の探鉱に必要な資金を供給する場合を含む。）であって、次に定める要件を備える者
  - (a) 探鉱を行うために必要な権利等を取得していること又は取得する見込みがあること（本邦法人から資金の供給を受けて他の本邦法人又は外国法人が探鉱を行う場合には、当該他の本邦法人又は外国法人が探鉱を行うために必要な権利等を取得していること又は取得する見込みがあること）
  - (b) 対象事業が外国の法人、行政機関等又はこれに準ずる者との合弁事業若しくは共同事業で行われる場合、出資を受ける者が将来の生産物について当該事業契約に基づく探鉱事業資金負担割合に応ずる取得権又はこれと同等のものであると認められる権利等を有すること及び事業実施計画の策定に対する発言権等の自主性を有すること
- (イ) 石炭の探鉱を行う石炭鉱業を営む本邦人又は本邦法人が、直接、間接にかかわらず、出資によりその経営を実質的に支配している外国法人（当該外国法人が、直接、間接にかかわらず、出資によりその経営を実質的に支配している他の外国法人が行う石炭の探鉱に必要な資金を供給する場合を含む。）であって、次に定

める要件を備える者

(a) 探鉱を行うために必要な権利等を取得していること又は取得する見込みがあること（外国法人から資金の供給を受けて他の外国法人が探鉱を行う場合には、当該他の外国法人が探鉱を行うために必要な権利等を取得していること又は取得する見込みがあること）

(b) 対象事業が外国の法人、行政機関等又はこれに準ずる者との合併事業若しくは共同事業で行われる場合、出資先が将来の生産物について当該事業契約に基づく探鉱事業資金負担割合に応ずる取得権又はこれと同等のものであると認められる権利等を有すること及び事業実施計画の策定に対する発言権等の自主性を有すること

(2) 探鉱権の確認

探鉱を行うために必要な権利等の取得を証明する書類又は権利等の取得の見込みを証明する書類のコピーを徴収するものとする。

(3) 探鉱実施の確認

(ア) 探鉱許可書

(イ) 探鉱資金を供給する場合は協定書・覚書等

(ウ) 鉱区図

の確認をするものとする。

(4) 資本の額又は出資の総額の確認及び常雇従業員人数の確認

3. 出資対象事業の範囲

(1) 出資対象資源

石炭

(2) 出資対象地域

海外の全地域

(3) 出資対象事業

(ア) 石炭賦存鉱床の探鉱であること

(a) 鉱床学的見地から、鉱床の賦存が期待される地域の調査

(b) 鉱床の存在が把握されているが鉱量に計上されていない部分の探鉱及び予測石炭資源量を概測又は精測石炭資源量とするための探鉱

(c) 探鉱結果の経済性評価

(イ) 探鉱の手法は、地質調査、地化学探査、物理探査、ボーリング探鉱、坑道探鉱、サンプル分析、選炭試験等で、その目的に合う方法であること

(ウ) 付帯工事

探鉱実施のために必要な工事であること（例えば、仮設道路等）

(エ) 他の本邦法人又は外国法人が行う石炭の探鉱に必要な資金を供給する場合にはその資金

4. 出資対象事業の審査

出資対象事業の採択に当たっては、技術的審査事項、経済的審査事項及び投資環境を含む事業実施関連審査事項に関する定量的評価並びに労働安全衛生・環境の負荷低減のための審査事項に関する評価を行うものとする。なお、審査内容の詳細は、審査基準及びHSE審査基準によるものとする。

## 5. 出資対象事業費の査定

### (1) 出資対象事業費の内訳

当該探鉱に関する物品費、労務費、直接経費、減価償却費、炭鉱管理費及び探鉱に必要な権利取得等経費であって、本社費等は除くものとする。

### (2) 出資対象事業費の単価

当該国における一般的単価と比較して著しい差がないか検討し、妥当性を欠く場合は適正な単価に査定するものとする。

海外地質構造調査事業、海外炭開発可能性調査事業等における単価も参考とすることとする。

## 6. 出資対象事業の限度額

出資の限度額は、出資を受ける者の探鉱に必要な資金に充当される出資の額に100分の50以内を乗じた額とする。ただし、機構が単独で最大株主又は最大出資者とならない範囲で出資を行うものとする。

## 7. 出資対象事業申請審査調書

機構は、当該出資対象事業に関する申込書類を受理し、一連の審査業務を終了したときは、出資決定の総合判断に資するため、当該出資申込書及びその他有価証券報告書並びに営業報告書等の資料に基づき審査調書を作成するものとする。

## 8. 出資条件通知（様式第2）

出資条件通知書は、出資対象事業申請に関する決裁を受けた後、当該申請者に対し送付するものとする。

## IV. 出資契約要領

### 1. 契約の方法

#### (1) 出資

(ア) 出資細則第13条の定めに基づき、出資基本契約（様式第3）を締結するものとする。様式及び内容については、その条件に応じ、変更して使用するものとする。

(イ) 複数回に分けて出資を行う場合には、出資ごとに出資特約証書等を締結するものとする。

## V. 出資対象事業の監査要領

監査の目的は、当該出資資金が対象事業に適正に使用され、事業目的（I-1. 出資の目的に準ずる。）が達成されているかを確認するもので、その方法は、原則として出資対象事業に関する財産、書類、帳簿等（以下「財産等」という。）の監査（以下「書面監査」という。）及び実地調査により行うものとする。

### 1. 出資監査

#### (1) 書面監査

次の項目について監査することとし、監査を終了した場合は、出資対象事業監査調書を作成するものとする。

ただし、実地調査を行い、監査票を作成した場合には、当該監査票を監査調書に代えることができるものとする。

(ア) 実施図面類について

(a) 事業が計画通り実施されているか（計画図との対比）

(b) 探鉱以外の事業が含まれていないか

(c) 承認又は報告が必要な事項の場合、所定手続きが取られているか

(イ) 出資資金について

探鉱費用に不都合な点はないか

(2) 実地調査

財産等の妥当性について、必要に応じて実地調査を行い、監査票を作成するものとする。

(ア) 探鉱状況について

年間事業計画記載の事業が正確に完了しているか

対象事業のうちから適宜調査対象を抽出し、次に定める方法のいずれか又はその組合せにより、年間事業計画と対比し、確認するものとする。

① 実地確認

② 実測又は実測図、柱状図、コア箱、記録紙等による確認

(イ) 探鉱資金の使用状況について

探鉱資金が探鉱に適正に使用されているか

① 探鉱、採炭の区分処理

② 対象事業とその他のものとの区別処理

③ 探鉱費の算出基準に誤りがないか

④ 外注先への支払方法

⑤ その他証票類の抽出調査

## VI. 管理要領

### 1. 書類管理

当該探鉱事業に関連する書類の保存期間は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法人文書管理規程（2004年（総企）規程第2号）第15条に定めるところにより行うものとし、関係書類は必要に応じ随時使用できるよう保存するものとする。

### 2. 出資の採択後の管理における事務の分担

出資対象事業の採択後の管理に係る事務は、Ⅲ. 1. の規定を準用する。この場合において、Ⅲ. 1. 中「審査基準」とあるのは、石炭探鉱資金出資対象事業に係る管理審査基準（2013年（評価）業務通達第78号）と読み替えるものとする。

### 3. 出資に関する評価及び株式の処分

(1) 出資細則第17条から第19条までに基づく経済性評価の対象は、機構が出資の対象として採択し、かつ、前年度末時点で出資残高を有する事業とし、出資先ごとに評価を行うものとする。

- (2) (1) の場合において、評価の方法及び評価結果の分類については、別途定めるところにより行うこととする。
- (3) 機構が出資の対象として採択し、かつ、前年度末時点で出資残高を有する事業について保有している株式についての期末評価は、別途定めるところにより行うものとする。
- (4) 出資における株式処分  
出資案件については、毎年度、資産価値、収益性等に照らし事業性の評価を行うものとする。
  - (ア) 事業化の目処が立ったと認められる案件については、株式売却ルールに基づき持分の全てを売却
  - (イ) 事業化の見込みが無くなったと判断される案件については、追加出資を行わず速やかに処分
  - (ウ) 市況等の状況によりすぐには事業化できない案件、4年以上探鉱を休止している案件等についても、毎年度見直しを行い処分について検討
  - (エ) 出資先に出資する本邦法人等（機構を除く）が売却を求める場合には、速やかに処分

#### 4. 出資における年間事業計画

- (1) 機構は、出資細則第12条第1項に定める年間事業計画（以下「年間事業計画」という。）の承認をし、又は報告を受けるに当たっては、出資先に対して、年間事業計画、これまでの当該事業の実績及び今後の事業方針等の記載を求めるものとする。同条第4項に定める年間事業計画に重要な変更が見込まれる場合も、同様とする。
- (2) (1) の年間事業計画の期間は、出資先が定める期間とする。
- (3) 出資細則第12条第4項に定める重要な変更とは、以下の各号のいずれかに該当する場合のことをいう。
  - (ア) 計画の一部を削減し、その資金をもって計画以外の地域において探鉱を行う場合又は探鉱手法を大幅に変更する場合
  - (イ) (ア) 以外の理由から計画の大幅な増減をする場合
  - (ウ) J/V契約変更により日本側負担額が変更になった場合
  - (エ) その他、機構が重要と判断する事項

#### 5. 出資の実行

- 機構は、出資基本契約に従い出資の申込書を受理したときは、当該出資が4.(1)の規定により承認をし、又は報告を受けた年間事業計画に沿ったものであることを確認し、当該申込書に記載された出資を実行するものとする。

## B. 石炭開発資金債務保証

### I. 目的と方法

#### 1. 債務保証の目的

我が国企業等が権益を保有する又は取得する可能性が高い地域における石炭探鉱プロジェクトの炭鉱開発資金の調達に至る支援を行うことにより、優良な石炭の発見及び確保を図り、もって石炭鉱業の国際競争力の強化と石炭の安定的かつ低廉な供給の一助となることを目的とする。

#### 2. 債務保証の方法

海外開発資金の債務の保証は、政策保証という諸制約の中で、利用者の立場にたって公正、透明かつ効率的な業務運営を確保し、本来目的の海外における炭鉱開発に寄与出来るよう実施することとし、その要領は次のとおりとする。

### II. 申請要領

海外において石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の事業を行う者に対しては、次の要領で申請させるものとする。

#### 1. 債務保証委託申請書類の提出

- (1) 債務保証委託申請書（様式第4）
- (2) 添付書類（開発計画書等関係資料）
  - (ア) 保証対象事業の概要（開発計画・資金計画・事業実施体制等）
  - (イ) 保証事業に関する技術的事項
  - (ウ) 保証対象事業の経済性に関する事項（収支計画概要）
  - (エ) 保証対象事業に関する労働安全衛生・環境に関する事項（HSEチェックシート）
  - (オ) 開発に必要な権利の取得が分かるもの（鉱業権・開発契約等の写し）
  - (カ) 商業登記簿謄本
  - (キ) 役員略歴表
  - (ク) 資本金明細表
  - (ケ) 会社概況書、事業所概況書
  - (コ) 直近の有価証券報告書、営業報告書等財務内容を把握できるもの（保証人含む。）
  - (サ) 印鑑証明書等（保証人含む。）
  - (シ) 現地法人設立公正証書
  - (ス) 株主間協定書
  - (セ) 生産物等の引取権
  - (ソ) 開発資金を供給する場合は、協定書・覚書等
  - (タ) 保証対象債務の返済に影響を及ぼす重要事項
  - (チ) その他、機構が審査に必要であるとして求める資料

#### 2. 債務保証委託申請書の必要部数 1部

### 3. 債務保証委託申請書類の受付時期 随時

## Ⅲ. 審査要領

業務方法書及び石炭開発資金債務保証細則（2012（炭開）業務細則第24号。以下「保証細則」という。）並びに関係法令に照らし、本要領及び審査基準並びにHSE審査基準により審査するものとする。

### 1. 採択における事務の分担

保証対象事業の採択に関する事務は、石炭開発部企画課が行うものとする。ただし、保証対象事業の採択のための審査に関する事務は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 審査基準に定める技術的審査事項に関する審査は、石炭開発部探査・技術課が行うものとし、技術的審査結果については、石炭プロジェクト技術検討会において当該審査項目及び審査基準等に沿っていることが確認されることをもって行う。
- (2) 審査基準に定める経済的審査事項、事業実施関連審査事項（投資環境に関するものを除く。）及びHSE審査基準に定める労働安全衛生・環境に関する審査並びに審査に関する事務のとりまとめは、評価部審査課が行うものとする。
- (3) 審査基準に定める事業実施関連審査事項における投資環境に関する審査は、調査部調査課が行うものとする。
- (4) 上記（1）～（3）の事務の分担に関する事項のとりまとめは、総務部総務課が行う。

### 2. 債務保証を委託する法人の資格

#### (1) 法人の事業内容

- (ア) 債務保証に関する保証委託者は、本邦法人又は本邦人若しくは本邦法人が出資しその経営を実質的に支配している外国法人とする（次項において「本邦法人等」という）。
- (イ) 債務保証に関する債務の債務者は、本邦法人等（他の法人が行う採掘等に必要な資金を供給する者を含む。）又は本邦法人等（本邦法人を除く。）が出資しその経営に参加している外国法人であって、次の各号に定める要件のいずれかを満たす者とする。
  - (a) 採掘等を行うための権利等を取得していること又は取得する見込みがあること（他の本邦法人又は外国法人が行う採掘等に必要な資金を供給する場合には、当該他の本邦法人若しくは外国法人が採掘等を行うための権利等を取得していること又は取得する見込みがあること）
  - (b) 採掘等により取得する金属鉱物の全部若しくは一部を引き取る権利を取得していること若しくは取得する見込みがあること又は石炭のスワップ取引等による引取権若しくはこれと同等のものであると認められる権利等を取得していること若しくは取得する見込みがあること

#### (2) 法人の確認

謄本・抄本を徴収するものとする。

#### (3) 開発実施の確認



開発を行うために必要な権利等を確認するものとする。

(4) 資本の額又は出資の総額の確認

3. 債務保証の範囲

(1) 対象資源

石炭

(2) 対象事業

石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の事業（以下「採掘事業等」という。）

4. 債務保証対象事業費の査定

保証細則第2条第1号に定める採掘等に必要資金（その資金を供給するために必要な資金、採掘等の権利を取得するために必要な資金及び業務方法書第2条第21号に定める海外事業法人買収等資金を含む。）であり、設計費、仮設建屋建設費、開発工事費、選炭施設建設費、インフラ工事費、管理費、権益取得費等とする。

5. 保証細則第8条における保証料率を0.4%（保証細則別表により算定された結果、保証料率が年0.4%となった場合を除く。）とする場合の連帯保証人の免除要件については、金属鉱物資源探鉱事業及び鉱害防止事業への貸付けに関する基本方針を定める通達（2006年（鉱融）業務通達第49号。以下「貸付けに関する基本方針」という。）を準用し、以下のとおりとする。

- (1) 貸付けに関する基本方針のうち、「貸付け」とあるのは「債務保証」と読み替えるものとする。
- (2) 被保証人が貸付けに関する基本方針に定める要件を一以上満たす場合には、連帯保証人を免除することができるものとする。
- (3) 被保証人に法人保証人がいる場合であって、当該法人保証人が貸付けに関する基本方針に定める要件を一以上満たす場合には、個人保証人を免除することができるものとする。

6. 採択審査

保証対象事業の採択に当たっては、技術的審査事項、経済的審査事項及び投資環境を含む事業実施関連審査事項等に関する定量的評価並びに労働安全衛生・環境の負荷低減のための審査事項に関する評価を行うものとする。なお、審査内容の詳細は審査基準及びHSE審査基準によるものとする。

7. 債務保証対象事業申請審査調書

機構は、債務保証対象事業に関する申請書類を受理した後、一連の審査業務を終了した場合は、総合判断に資するため、当該申請書及びその他有価証券報告書並びに営業報告書等の資料に基づき審査調書を作成するものとする。

8. 条件通知（様式第5）

債務保証条件通知書は、債務保証委託申請に関する決裁を受けた後、当該申請者に対し送付するものとする。

#### IV. 債務保証契約要領

##### 1. 契約の方法

- (1) 保証細則第16条第1項の定めに基づき、保証委託先との間で債務保証基本契約（様式第6-1）を締結し、借入時ごとに、債務保証委託契約（様式第6-2）を締結する。なお、一括借入を行う場合は、債務保証委託契約書（様式第6-3）のみを締結するものとする。
- (2) 保証細則第16条第2項の定めに基づき、対象債務の債権者との間で債務保証契約（様式第6-4）を締結するものとする。
- (3) 様式及び内容については、その保証条件に応じ、変更して使用するものとする。

#### V. 債務保証内容の変更要領

##### 1. 債務保証金額確定に伴う変更

原契約が限度貸付契約の場合、貸付額が確定され、債務承認及び弁済契約がなされた場合は、変更契約を行うとともに、金融機関に対し承諾書を発行するものとする。

##### 2. 保証人の変更（様式第7）

- (1) 連帯保証人の変更においては、保証委託者らの連帯保証人変更願を受け、保証人変更契約を締結するものとする。
- (2) 必要部数 変更願書は1部

#### VI. 管理要領

債務保証の適正な管理を実行するためには、保証を行った事業の申請から完了までの経過、資金借入状況、資金返済状況を常時確実に把握するものとする。

##### 1. 保証に関する債務の管理は、次に定める事項に留意し、保証する債務の保全に遺漏のないよう万全の措置をとるものとする。

- (1) 原債務の用途
- (2) 原債務に関する借入又は弁済
- (3) 原債務に関する海外炭鉱開発事業の進捗状況及び操業状況
- (4) 保証委託先の業況及び保証人の信用状況
- (5) その他原債務の履行に影響を及ぼす事項

##### 2. 書類管理

当該保証事業に関連する書類の保存期間は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法人文書管理規程（2004年（総企）規程第2号）第15条に定めるところにより行うものとし、関係書類は必要に応じ随時使用できるよう保存するものとする。

##### 3. 採択後の管理に係る事務の分担

保証対象事業の採択後の管理に係る事務は、Ⅲ. 1. の規定を準用する。この場合において、Ⅲ. 1. 中「審査基準」とあるのは、石炭開発資金債務保証対象事業に係

る管理審査基準（2013年（評価）業務通達第79号）と読み替えるものとする。

#### 4. 債務保証管理

契約に定める条件に基づいて、被保証人から期日ごとに保証料を徴し、遺漏のないよう適切な管理事務を行うものとする。

#### 5. 年間事業計画

(1) 機構は、保証細則第15条第1項に定める年間事業計画（以下「年間事業計画」という。）の承認をし、又は報告を受けるに当たっては、保証委託者に対して、年間事業計画、これまでの当該事業の実績及び今後の事業方針等の記載を求めるものとする。同条第3項に定める年間事業計画に重要な変更が見込まれる場合も、同様とする。

(2) (1)の年間事業計画の期間は、保証委託者が定める期間とする。

(3) 保証細則第15条第3項に定める重要な変更とは、以下の各号のいずれかに該当する場合のことをいう。

(ア) 計画の一部を削減し、開発又は操業手法を大幅に変更する場合

(イ) (ア)以外の理由から計画の大幅な増減をする場合

(ウ) J/V 契約変更により日本側負担額が変更になった場合

(エ) その他、機構が重要と判断する事項

#### 6. 経済性の把握及び検討

(1) 保証細則第21条から第23条までに基づく経済性評価の対象は、機構が債務保証の対象として採択し、かつ、前年度末時点で債務保証残高を有する事業とし、保証対象債務の保証先ごとに評価を行うものとする。

(2) 前項の場合において、評価の方法及び評価結果の分類については、別途定めるところによるものとする。

#### 附 則

この業務要領は、平成24年9月18日から施行する。

#### 附 則

この業務要領は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この業務要領は、平成25年8月19日から施行する。

#### 附 則

この業務要領は、平成26年2月28日から施行する。

#### 附 則

この業務要領は、平成30年1月5日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、令和4年11月14日から施行する。